

# 令和6年度兵庫県特定専門医研修資金貸与事業募集要項

## 1 制度概要

兵庫県では、産科、小児科、救急科、総合診療における深刻な医師不足の解消に資することを目的に、県内の専門研修を受ける医師に対して研修資金を貸与します。

専門研修を修了後、一定期間、知事が指定する医療機関・診療科において勤務するなどの一定の条件を満たした場合には、この研修資金の返還を免除します。

貸与対象	1 産婦人科、小児科、救急科、総合診療の県内専門研修※を受けている医師（現在、専攻医1年目～3年目） 2 令和7年度から、産婦人科、小児科、救急科、総合診療の県内専門研修※を受ける予定の医師（令和7年度から専攻医1年目）  ※ 一般社団法人日本専門医機構が承認する県内の医療機関を基幹施設とする産婦人科、小児科、救急科、総合診療専門研修プログラム  (注) 兵庫県養成医師制度に係る修学資金、他の地方公共団体等が行う同種の修学資金又は研修資金と重複して貸与を受けることができません。								
募集人数	貸与対象1：5名程度 貸与対象2：若干名								
貸与金額	年額2,400,000円（研修期間4月～翌年3月）※ ※ 5月～翌年2月の期間に研修を開始・修了する場合は、研修期間に応じて貸与 (注) 貸与対象2の貸与は兵庫県令和7年度当初予算成立が前提となります。								
貸与期間	専門研修を修了するまでの期間（最大3年間、1年毎に申請の上貸与します。） ・貸与対象1：令和6年4月～専門研修を修了するまでの期間 ・貸与対象2：令和7年4月～専門研修を修了するまでの期間								
返還免除要件	専門研修を修了した後、直ちに指定医療機関に産科（産婦人科）・小児科・救急科・総合診療の医師として勤務し、その勤務期間が貸与期間に応じ、次の表に掲げる特定診療科勤務期間に達したとき。 <b>特定診療科勤務期間の1／2の期間は下記の指定医療機関1、2での勤務を義務とする。</b> <table border="1"><thead><tr><th>貸与期間</th><th>特定診療科勤務期間(期間の1/2を指定医療機関の1、2で勤務)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1年</td><td>2年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を1年は含む)</td></tr><tr><td>2年</td><td>3年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を1.5年は含む)</td></tr><tr><td>3年</td><td>4年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を2年は含む)</td></tr></tbody></table>	貸与期間	特定診療科勤務期間(期間の1/2を指定医療機関の1、2で勤務)	1年	2年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を1年は含む)	2年	3年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を1.5年は含む)	3年	4年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を2年は含む)
貸与期間	特定診療科勤務期間(期間の1/2を指定医療機関の1、2で勤務)								
1年	2年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を1年は含む)								
2年	3年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を1.5年は含む)								
3年	4年(うち指定医療機関の1、2の医療機関を2年は含む)								
返還利息	年10%（返還免除を満たすことができず、返還することとなった場合）								
特定診療科	産科（産婦人科）、小児科、救急科、総合診療を担う科								
指定医療機関	下記、医療機関の中から、本人の希望や医局の意見等を事前に確認した上で、県が指定します。 <table border="1"><thead><tr><th>産科（産婦人科）</th><th>小児科</th><th>救急科</th><th>総合診療</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～5の医療機関のうち、分娩を取り扱う医療機関</td><td>1～5の医療機関のうち新生児医療及び小児救急を取り扱う医療機関</td><td>1～5の医療機関のうち救急を取り扱う医療機関</td><td>1、2、4、5の医療機関のうち総合診療を取り扱う医療機関</td></tr></tbody></table> <b>1 県内へき地医療拠点病院</b> 西脇市立西脇病院、県立はりま姫路総合医療センター、赤穂市民病院、公立宍粟総合病院、公立豊岡病院、公立八鹿病院、県立丹波医療センター、兵庫医科大学ささやま医療センター、県立淡路医療センター  <b>2 県内へき地等の市町立医療機関</b> 北播磨総合医療センター、市立加西病院、加東市民病院、公立神崎総合病院、相生市民病院、たつの市民病院、公立出石医療センター、公立朝来医療センター、公立村岡病院、公立香住病院、公立浜坂病院	産科（産婦人科）	小児科	救急科	総合診療	1～5の医療機関のうち、分娩を取り扱う医療機関	1～5の医療機関のうち新生児医療及び小児救急を取り扱う医療機関	1～5の医療機関のうち救急を取り扱う医療機関	1、2、4、5の医療機関のうち総合診療を取り扱う医療機関
産科（産婦人科）	小児科	救急科	総合診療						
1～5の医療機関のうち、分娩を取り扱う医療機関	1～5の医療機関のうち新生児医療及び小児救急を取り扱う医療機関	1～5の医療機関のうち救急を取り扱う医療機関	1、2、4、5の医療機関のうち総合診療を取り扱う医療機関						

特定診療科  
勤務期間の  
1/2は、  
右の1、2  
での勤務が  
必須

	3 県立尼崎総合医療センター、県立西宮病院、県立こども病院 4 神戸大学医学部附属病院、兵庫医科大学病院 5 へき地診療所、周産期母子医療センター等、知事が特に必要と認める保健医療施設
※指定医療機関での勤務は中断が可能。通算して県内勤務は最大4年間（県外勤務は最大2年間）の中断が可能です。（特定診療科勤務期間からは控除）	

<研修資金返還免除までの流れ（例）>

1 令和5年から専門研修を受けている方

卒後年数	1年目～2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
勤務形態	臨床研修	専門研修	専門研修 (最長2年間)	貸与期間	<b>3年間の特定診療科勤務期間のうち1/2は指定医療機関1, 2を含む</b> ※中断（県内勤務は通算して最大4年）が可能です。		



2 • 令和6年から専門研修を受けている方  
• 令和7年から専門研修を受ける予定の方

卒後年数	1年目～2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
勤務形態	臨床研修		専門研修 (最長3年間)	貸与期間	<b>4年間の特定診療科勤務期間のうち1/2は指定医療機関1, 2を含む</b> ※中断（県内勤務は通算して最大4年）が可能です。			



## 2 申請の方法について

1 申請期間

令和6年6月10日（月）～令和7年1月10日（金）【消印有効】

2 申請方法

申請期間内に「兵庫県特定専門医研修資金貸与申請書（様式第1号）」に次の添付書類を添えて、兵庫県保健医療部医務課まで提出してください。

【添付書類】

- (1) 誓約書（様式第1号の別紙）
- (2) 履歴書
- (3) 研修資金の貸与を受けようとする者の住民票の写し
- (4) 専門研修実施計画書（様式第2号）
- (5) 医師免許証の写し
- (6) 専門研修を受けている方は、専門研修プログラムにおいて専攻医として採用されたことが確認できる書類（採用通知の写しなど）
- (7) 研修医療機関で研修を開始している場合は、当該事実を確認できる書類（辞令の写しなど）
- (8) 専門研修プログラムの内容が確認できる資料
- (9) 関連大学医局からの推薦が確認できる書類（該当者のみ）

申請書等の様式は、下記の兵庫県ホームページからダウンロードできます。

URL : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf15/tokuteisennmoni.html>

※兵庫県HP ホーム > 健康・医療・福祉 > 医療 > 医療・保健衛生 >

兵庫県特定専門医研修資金貸与事業

※URLページは、兵庫県HPから「兵庫県 特定専門医」で検索できます。

### 3 提出先・問い合わせ先

○住所：〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
兵庫県保健医療部 医務課 医療人材確保班 宛て  
○TEL : 078-341-7711 (内線 3259)  
○FAX : 078-362-4267  
○メールアドレス : imu@pref.hyogo.lg.jp  
※封筒に「特定専門研修資金貸与申請」と朱書きしてください。  
・直接持参の場合：申請期間中の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで  
受け付けます。(土日、祝日を除く)  
・郵送の場合：簡易書留で郵送してください。

### 3 貸与決定までの流れ

申請者から所定の申請書の提出があった後、書類及び面接による審査を行います。審査の結果を踏まえて、貸与の決定又は不承認の決定を申請者あて行います。

- ・貸与決定者は、1人の連帯保証人を立ていただき、誓約書の提出が必要です。
- ・研修資金は4月から翌年3月までの1年度分を一括して交付します。

※貸与対象2の方は令和7年度から貸与を行います。なお、令和7年度貸与分については、兵庫県令和7年度当初予算の成立を前提としており、事業実施には予算の成立が必要となりますので予めご了承ください。

### 4 貸与の決定の取消しについて

貸与の決定後、以下のいずれかに該当することとなった場合には、研修資金の貸与の決定が取り消されることになります。

- (1) 貸与要件を欠くこととなったとき。
- (2) 専門研修を中止したとき。
- (3) 心身の故障のため、専門研修を修了する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 他の地方公共団体等が行う同種の研修資金の貸与又は支給を受けたとき。
- (7) その他、知事が、研修資金を貸与することが不適当であると認めたとき。

### 5 研修資金の返還免除について

研修資金の返還免除となる要件は下記のとおりです。

#### 【要件】

専門研修を修了した後、直ちに指定医療機関に産科（産婦人科）・小児科・救急科・総合診療の医師として勤務し、その勤務期間が貸与期間に応じ、次の表に掲げる特定診療科勤務期間に達したとき。**特定診療科勤務期間の1／2の期間は上記の指定医療機関1、2での勤務を義務とする。**

貸与期間	特定診療科勤務期間(期間の1/2を上記の指定医療機関の1、2で勤務)
1年	2年（うち指定医療機関の1、2の医療機関を1年は含む）
2年	3年（うち指定医療機関の1、2の医療機関を1.5年は含む）
3年	4年（うち指定医療機関の1、2の医療機関を2年は含む）

※ 特定診療科勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたときは返還債務が免除になります。

※ 貸与期間に1年に満たない月数がある場合は、当該月数を切り上げ、1年として計算します。

### 6 研修資金の返還について

以下のいずれかに該当することとなった場合には、その事由の生じた日の属する月の翌月1日から起算して1月以内に、貸与を受けた研修資金のそれぞれの額とそれに所定の率（年10%）を期間※に応じて乗じて得た額の合計額を一括して返還しなければなりません。

- (1) 研修資金の貸与を取り消されたとき。

- (2) 返還の債務を免除する期間に達する前に当該指定医療機関における特定診療科の医師でなくなったとき。
  - (3) 専門研修修了年度の翌年度から起算して3年以内に専門医の認定が受けられなかったとき。(ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。)
- ※ 研修資金の貸与を受けた日から貸与期間が満了した月の末日までの期間について計算します。

## 7 連帯保証人について

貸与の決定後、連帯保証人1名を立てる必要があります。応募にあたって、連帯保証人の予定をあらかじめ決めておいてください。

連帯保証人は貸与決定者と生計が別でなければなりません。なお、連帯保証人に所得基準はありませんが、破産宣告を受けている方は、連帯保証人になることができません。

※ 貸与の決定後、貸与決定者及び連帯保証人に県指定申請書類への実印及び印鑑登録証明書の提出をお願いする予定です。